

遺伝性腫瘍専門医認定試験Q&A

1. 遺伝性腫瘍専門医試験の経過措置はいつまで適用されますか。

Q

遺伝性腫瘍専門医試験についてですが、2026 年までで経過措置が適応され、2027 年以降は研修後の通常申請となるのでしょうか？

ホームページによると、経過措置期間では継続して 1 年以上会員であることと記載ありますが、遺伝性腫瘍専門医規則・細則では専門医認定試験は学会員になり 3 年以上経過と記載されております。

A

2026 年度専門医認定試験の申請までは経過措置が適用されます。2027 年度以降は通常の申請要件となります。通常試験の場合は、学会員 3 年以上が申請資格となりますが、経過措置で受験される場合は、会員歴 1 年以上で申請資格があります。

2. 経過措置では、症例経験は認定研修施設で経験した症例である必要がありますか。

Q

経過措置として遺伝性腫瘍の臨床に関連した 10 症例を担当・陪席すると記載がありますが、これは認定施設での症例である必要があるのでしょうか？

A

通常申請では認定研修施設での研修・症例経験が必要ですが、経過措置期間中は研修施設を問いません。

3. 経過措置では専門医研修開始届の提出は必要ですか。

Q

専門医研修開始届は経過措置終了後に適応になるのでしょうか。

A

経過措置期間中の申請では専門医研修開始届は不要です。

一方、2027 年度以降に通常申請を予定される場合には、専門医研修開始届が必要となります。通常申請を予定されている場合には、早めに提出をご検討ください。

4. 経過措置の「継続して1年以上会員である者」とは、いつの時点を目指しますか。

Q

経過措置期間の申請資格には継続して 1 年以上、日本遺伝性腫瘍学会の会員である者。とありますが、どの時点までに 1 年以上会員であればよろしいでしょうか。

A

申請時点で受験資格を確認しますので、その時点で継続して 1 年以上会員である必要があります。

5. 学会発表は日本遺伝性腫瘍学会学術集会のみが対象ですか。

Q

学会発表について（申請時から遡って過去 5 年間に、学術集会での遺伝性腫瘍に関連した演題発表は、計 2 回を誌上発表 1 編と見なすことができる。共同演者も含む。）とありますが、この学術集会は「日本遺伝性腫瘍学会学術集会」に限定されるのでしょうか。

A

演題発表については、細則に定める要件を満たす演題が対象となります。判断に迷う場合は専門医制度小委員会へお問い合わせください。

6. 症例は何年前までのものが対象になりますか。

Q

遺伝性腫瘍の臨床に関連した 10 例以上の症例を担当もしくは陪席すること。
(経験症例概要計 10 例、うち詳記 3 例を提出する。)

過去の症例を使用予定ですが、申請時から遡って過去何年前までという縛りは特にないでしょうか？

A

何年前までという縛りはありません

7. 主治医でなくても症例経験として認められますか。

Q

主治医ではなく、遺伝カウンセリングを担当した症例でも対象になりますか。

A

主治医である必要はありません。遺伝カウンセリングを担当した症例も対象となります。

8. 論文業績として認められるものを教えてください。

Q

査読付き論文のみが対象ですか。英文、和文どちらでも可能でしょうか。また、教科書は対象になりますか。

A

査読付き論文であれば、和文・英文を問いません。教科書は論文には該当しません。原則として、PubMed、医中誌Web、J-STAGE等で検索可能な論文を対象としています。

9. 研修開始届を提出した後に異動した場合、手続きは必要ですか。

Q

研修開始届を提出後に勤務先が変わりました。手続きは必要ですか。

A

認定研修施設を変更する場合は、「研修施設変更届」をご提出ください。

10. 症例概要・症例詳記の施設番号が分かりません。

Q

所属施設の施設番号が分かりません。

A

経過措置として専門医は、研修認定施設での研修を義務付けていません。経過措置では研修認定施設であることは要件ではありませんので、施設番号欄は空欄で構いません。

11. アクセプト済みで未掲載の論文は対象になりますか。

Q

掲載前（アクセプト済み）の論文は業績として申請できますか。

A

申請時点で誌上発表されていない論文は対象となりません。

12. 海外で経験した症例は対象になりますか。

Q

海外施設で担当した症例は経験症例として認められますか。

A

現時点では対象としていません。

13. 参加証を紛失しました。領収書で代用できますか。

Q

参加証を紛失しました。

A

参加証をご提出ください。領収書のみでは参加証の代替とはなりません。

14. 症例詳記の指導者署名は誰が行えばよいですか。

Q

症例詳記に署名する「遺伝カウンセリング指導者」はどのような方が対象ですか。

A

経過措置期間中は資格要件を定めていません。遺伝カウンセリングを指導・同席した医師、認定遺伝カウンセラー®、看護師等、当該症例で申請者の活動を確認できる方にご署名いただいでください。
なお、通常申請の際には遺伝性腫瘍指導医からの署名が必要になります。

15. 症例要約、詳記は同一疾患でもよいですか？（HBOCだけでも許容されますか？）

Q

症例要約、詳記は同一疾患でもよいですか？（HBOCだけでも許容されますか？）

A

遺伝性腫瘍専門医としては、幅広い遺伝性腫瘍診療の経験を有することが望めます。専門領域によって経験症例に偏りが生じることはありますが、審査では幅広い症例経験を有することが望ましいと考えます。

16.会員歴3年は入会日基準ですか、年度基準ですか？

Q

会員歴3年は入会日基準ですか、年度基準ですか？

A

会員歴は入会日を起算日として算定します。そのため、通常申請では申請時点で入会后3年以上経過している必要があります。
